

老発0401第33号
令和6年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日老発第0417001号本職通知）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日より適用することとしたので通知する。

新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>老発第0417001号 平成20年4月17日</p> <p>【第一次改正】老発0827第1号 平成22年8月27日</p> <p>【第二次改正】老発0717第2号 平成24年7月17日</p> <p>【第三次改正】老発0401第1号 平成25年4月1日</p> <p>【第四次改正】老発1014第14号 平成28年10月14日</p> <p>【第五次改正】老発0530第1号 平成30年5月30日</p> <p>【第六次改正】老発1224第6号 令和2年12月24日</p> <p>【第七次改正】老発0402第1号 令和3年4月2日</p> <p>【第八次改正】老発0403第6号 令和5年4月3日</p> <p>【第九次改正】老発0904第1号 令和5年9月4日</p> <p><u>【第十次改正】老発0401第33号</u> <u>令和6年4月1日</u></p>	<p>老発第0417001号 平成20年4月17日</p> <p>【第一次改正】老発0827第1号 平成22年8月27日</p> <p>【第二次改正】老発0717第2号 平成24年7月17日</p> <p>【第三次改正】老発0401第1号 平成25年4月1日</p> <p>【第四次改正】老発1014第14号 平成28年10月14日</p> <p>【第五次改正】老発0530第1号 平成30年5月30日</p> <p>【第六次改正】老発1224第6号 令和2年12月24日</p> <p>【第七次改正】老発0402第1号 令和3年4月2日</p> <p>【第八次改正】老発0403第6号 令和5年4月3日</p> <p>【第九次改正】老発0904第1号 令和5年9月4日</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>各 } 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 } 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</p> <p>(以下、略)</p>	<p>各 } 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 } 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</p> <p>(以下、略)</p>

別添 1

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第 1～第 5 (略)

別表 (地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業) (第 3 の 2 (1) 関係)

別表 (地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業) (第 3 の 2 (1) 関係)

国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 (各事業には施設を含む。)	備考 (担当部局)
・医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に規定する事業 (病院、診療所、医療安全支援センター等)	医政局
・保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) 第 19 条から第 22 条に規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事が指定する准看護師養成所	医政局
・地域保健法 (昭和 22 年法律第 101 号) に規定する事業 (保健所及び市町村保健センター等)	健康局
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) に規定する事業 (特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関)	健康局

別添 1

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第 1～第 5 (略)

別表 (地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業) (第 3 の 2 (1) 関係)

別表 (地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業) (第 3 の 2 (1) 関係)

国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 (各事業には施設を含む。)	備考 (担当部局)
・医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に規定する事業 (病院、診療所、医療安全支援センター等)	医政局
・保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) 第 19 条から第 22 条に規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事が指定する准看護師養成所	医政局
・地域保健法 (昭和 22 年法律第 101 号) に規定する事業 (保健所及び市町村保健センター等)	健康局
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) に規定する事業 (特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関)	健康局

<ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する事業 ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第28条に規定する事業（障害者就業・生活支援センター） ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条（第45条において準用するものを含む。）及び第47条に規定する事業（シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会） ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第13条に規定する事業（同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。） ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の3及び第15条の7に規定する事業（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等） ・<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する事業（女性自立支援施設等）</u> <p>（以下略）</p>	<p>健康局</p> <p>職業安定局</p> <p>職業安定局</p> <p>人材開発統括官</p> <p>人材開発統括官</p> <p>社会・援護局</p> <p>（以下略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する事業 ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第28条に規定する事業（障害者就業・生活支援センター） ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条（第45条において準用するものを含む。）及び第47条に規定する事業（シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会） ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第13条に規定する事業（同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。） ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の3及び第15条の7に規定する事業（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等） ・<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する事業（婦人保護施設）</u> <p>（以下略）</p>	<p>健康局</p> <p>職業安定局</p> <p>職業安定局</p> <p>人材開発統括官</p> <p>人材開発統括官</p> <p>社会・援護局</p> <p>（以下略）</p>
<p>別紙様式1～3（略）</p>	<p>別紙様式1～3（略）</p>		

老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

(略)

1～3 (略)

別表（申請手続の特例（包括承認事項）とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の施設等）

・ 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）

・ 女性自立支援施設

・ 児童相談所

・ 女性相談支援センター（一時保護所を含む。）

・ 保育所（分園を含む）

・ 認定こども園

・ 小規模保育事業所

・ 次世代育成支援対策推進法第 1 1 条第 1 項に規定する交付金に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 7 9 号）第 1 条第 2 項に規定する施設

・ 母子・父子福祉施設

・ 母子健康包括支援センター

・ 放課後児童健全育成事業を実施するための施設

・ 病児保育事業所

・ 企業主導型保育事業を行う施設

・ こども誰でも通園制度（仮称） 試行的事業（「多様な保育促進事業の実施について」

老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

(略)

1～3 (略)

別表（申請手続の特例（包括承認事項）とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の施設等）

・ 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）

・ 婦人保護施設

・ 児童相談所

・ 婦人相談所

・ 保育所（分園を含む）

・ 認定こども園

・ 小規模保育事業所

・ 次世代育成支援対策推進法第 1 1 条第 1 項に規定する交付金に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 7 9 号）第 1 条第 2 項に規定する施設

・ 母子・父子福祉施設

・ 母子健康包括支援センター

・ 放課後児童健全育成事業を実施するための施設

・ 病児保育事業所

・ 企業主導型保育事業を行う施設

平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号こども家庭庁成育局長通知) に規定する事業
を行う事業所

(以下略)

・(新設)

(以下略)